

京丹波町 20 周年記念ロゴ使用ガイドライン



京丹波町産業建設部

商工観光課プロモーション戦略室

京丹波町 20 周年記念ロゴ 使用ガイドライン

以下のとおり、京丹波町 20 周年記念ロゴ使用ガイドラインを定めますので、ご理解の上、カウントダウンイベント等関連事業の P R にご利用ください。

1 ロゴマークの目的

京丹波町は令和 7 年に 20 周年という節目を迎えます。これを広く町内外に PR し、町民の皆さまとともに祝うとともに、町の魅力を発信していくことを目的に「京丹波町 20 周年記念ロゴ」を作成しました。本ロゴは、20 周年に関する事業や広報活動等において、シンボルとしてご活用いただけます。

2 権利の帰属

本ロゴに関する一切の権利は、京丹波町（以下「本町」という）に帰属します。

3 使用目的および遵守事項

以下のいずれかに該当する事業や制作物等において、本ロゴマークを使用することができます（使用料は無料です）。

- 京丹波町が作成・発行する広報物（チラシ、ポスター、パンフレット、ウェブサイトなど）。
- 「京丹波町 20 周年記念カウントダウンイベント」の承認を受けたイベントに関するもの。
- 町が主催または共催する事業に関する広報物や制作物。
- その他、本町が適切と認める事業やイベントに関するもの。

ただし、次のいずれかに該当する場合は使用できません。使用者は、以下の事項を厳守してください。

- 法令または公序良俗に反する、あるいはそのおそれがあるとき。
- 京丹波町や町民の品位・信用を傷つけ、またはそのおそれがあるとき。
- 政治的または宗教的活動を助長するおそれがあるとき。

- 青少年の健全育成の観点から不適切と認められるとき。
- 独占的に使用しようとするとき（商標登録や意匠登録など）。
- その他、本町が不適切と判断したとき。

4 使用条件

「3 使用目的および遵守事項」に加え、次のデザイン上の注意点を守ってください。

- ロゴマークの独自性を損なうような変形（縦横比の変更、回転、一部のみの抜き取りなど）は禁止します。
- 原則として色の変更は禁止とします。やむを得ず単色で表現する場合や印刷物の制約がある場合は、事前に本町へご相談ください。
- ロゴマークの周囲には十分な余白（クリアスペース）を確保し、他の要素や背景と干渉しないようにしてください。
- 複雑な背景の上に直接配置する場合は、ロゴが認識しづらくなならないよう単色の背景や余白を設けて配置してください。

◆ロゴ誤用例

ロゴの使用に関しては、ブランドイメージを守るためのルールが定められています。誤用を避け、適切な方法でご使用いただくようお願いいたします。

① 規定以外の色を使用しない



② 反転して使用しない



③ 形状を変えて使用しない



④ 書体を変更して使用しない



⑤ 一部分のみの使用をしない



⑥ 一部分が欠けた状態で使用しない



⑦ コントラストの低い箇所で使用しない



5 使用の取り消し

本町は、ロゴマークの使用者が「3 使用目的および遵守事項」に違反していると認めた場合、使用者に対し改善や使用中止を求めることがあります。その場合において、使用者や第三者に損害が生じたとしても、本町は一切責任を負いません。

6 その他注意事項

- 本ロゴマークの使用により生じたいかなる問題についても、本町は責任を負いません。
- ロゴマークを使用した成果物に関連して事故や苦情などが発生した場合、使用者本人の責任で対処してください。
- 本ロゴマークの使用期間は原則として、20 周年記念に関連する年度（または令和 7 年 3 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）を想定しています。使用の延長や特例については、本町にご相談ください。
- 上記以外で本ロゴマークの使用に関して必要な事項は、本町が別に定める場合があります。

7 問い合わせ先

京丹波町産業建設部商工観光課プロモーション戦略室

電話：0771-82-3809

メールアドレス：shoko@town.kyotamba.lg.jp